

特定利用者情報を適正に取り扱うべき 電気通信事業者の指定

令和 8 年 7 月
総 務 省
総 合 通 信 基 盤 局

令和4年6月の改正電気通信事業法の成立により、利用者の利益に及ぼす**影響が大きい電気通信役務**を提供する**電気通信事業者(※)**に関し、利用者情報の適正な取扱いに係る規律を導入。

(※) 検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する者も対象

目的

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

規律内容

①特定利用者情報(※)の**取扱規程**(≒社内ルール)の**策定・届出**

(※) 通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる 利用者 の情報が含まれる。

②特定利用者情報の**取扱方針**の**策定・公表**

③**毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価**、**取扱規程・取扱方針に反映**

④上記事項の**統括責任者の選任・届出**、**職務遂行義務**

⑤特定利用者情報の**漏えい時の報告**

(詳細)

■規律対象者について

- ・ 無料の電気通信サービス：「利用者数1,000万人以上」の電気通信事業者を対象とする
- ・ 有料の電気通信サービス：「利用者数500万人以上」の電気通信事業者を対象とする

※ 「利用者」は契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者。「利用者数」は、月間アクティブ利用者(1月に1度でもサービスを利用した者)数の年平均値

■情報取扱方針の記載事項について

- ・ 特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国等とする

■特定利用者情報の漏えい時に報告を要する場合について

- ・ 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合等とする

事業者は、自らの実態を踏まえた**情報の適正な取扱い体制を確保**し、それにより、**利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択**することが可能となる

- 電気通信事業法第27条の5において、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣が指定することが規定されている。
- 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務は、電気通信事業法施行規則第22条の2の20において、
 - 無料の電気通信役務：利用者数※が1,000万以上であるもの
 - 有料の電気通信役務：利用者数※が500万以上であるもの
と規定されている。 ※ 前年度における月間のアクティブユーザ数の年間平均値。
- 電気通信事業法第169条第2号の規定において、総務大臣による指定は、情報通信行政・郵政行政審議会の諮問事項となっている。今回の指定について、答申が得られた場合には、本年8月中に告示を行うことを予定している。指定された事業者は、特定利用者情報の適正な取扱いが求められる。
- 既指定事業者は下表のとおり。今般、電気通信事業報告規則第2条第3項及び同条第4項の規定に基づく利用者数の年次報告を踏まえ、新たにTimeTree社の指定をするため、指定告示の改正を行う。

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者（現在19社→指定後20社）

• iTunes株式会社	• 株式会社TimeTree （新たに指定予定）
• X Corp.	• TikTok Pte. Ltd.
• 株式会社NTTドコモ	• マイクロソフト・コーポレーション
• NTTドコモビジネス株式会社	• Meta Platforms, Inc.
• NTT西日本株式会社	• UQコミュニケーションズ株式会社
• NTT東日本株式会社	• LINEヤフー株式会社
• エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	• 楽天グループ株式会社
• Google LLC	• 楽天モバイル株式会社
• KDDI株式会社	• 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
• ソフトバンク株式会社	• Wireless City Planning株式会社

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十七条の五 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報**（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）**を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定**することができる。

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は、**次に掲げる事項については、審議会等**（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）**で政令で定めるものに諮問しなければならない。**ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 [略]

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、**第二十七条の五**、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による**電気通信事業者の指定**、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定又は第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定

三 [略]

四 [略]

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十二条の二十九 **法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。**この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二条の二十 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時において**対価としての料金の支払を要しない電気通信役務** 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の**利用者**（同号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）**の数の平均が一千万以上**であるもの
- 二 その提供の開始時において**対価としての料金の支払を要する電気通信役務** 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた**利用者の数の平均が五百万以上**であるもの

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条

〔略〕

- 3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、**当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者**（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者が当該電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、）を含む。以下この項及び次項において同じ。）**の数の平均**が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千万未満
- 三 **一千万以上**

〔略〕

- 4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 四百五十万未満
- 二 四百五十万以上五百万未満
- 三 五百万以上